

家庭用品品質表示法改正説明会（事業者向け）



平成29年3月30日付で、家庭用品品質表示法に基づく家庭用品品質表示法施行規則及び4つの品質表示規程が改正され、平成29年4月1日に施行（新たに表示の対象となる品目については平成30年4月1日施行）されました。

本説明会では近畿経済産業局管内の各業界の事業者の方を対象に、改正内容について説明を行います。

【改正の内容の一例】

（平成29年4月1日施行）

・強化ガラス製器具について、取扱い上の注意として、新たに「耐熱ガラスでない旨」及び「急激な温度変化を避ける旨」の表示を義務づけ

・マフラー、スカーフ及びショールについて、洗濯表示（取扱表示）を義務づけ 等

（平成30年4月1日施行）

・帽子を新たに家庭用品品質表示法の規制対象とし、繊維の組成と洗濯表示（取扱表示）などの表示を義務づけ

・シリコン製を含む合成ゴム製の食事用、食卓用又は台所用の器具を新たに家庭用品品質表示法の規制対象とし、使用材料、耐熱温度などの表示を義務づけ 等

◇日時：平成29年8月29日（火） 14：00～15：00（13：30受付開始）

◇場所：大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 第一別館2階大会議室

◇プログラム：

・家庭用品品質表示法の改正について

説明者：消費者庁表示対策課 担当官

・質疑応答

◇対象者：近畿経済産業局管内の事業者 ◇定員：120名（先着順） ◇参加費：無料

【申し込み方法】

・近畿経済産業局ホームページからお申し込みください。

<https://mm-enquete.meti.go.jp/form/fm/kansai01/form83>

近畿経済産業局トップページ> 施策のご案内> 製品安全4法・品質表示>

家庭用品品質表示法改正説明会（事業者向け）説明会参加申込みフォーム

・ホームページにアクセスできない方は裏面の申込用紙に必要事項をご記入の上、
FAXにて近畿経済産業局 製品安全室までご送付下さい。

・参加証は交付しませんので、当日受付にて会社名、氏名をお伝え下さい。
（満員になり、参加をお断りする場合のみ、こちらからご連絡いたします。）

お問い合わせ先：近畿経済産業局 産業部 製品安全室（担当：山中、池田）

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44

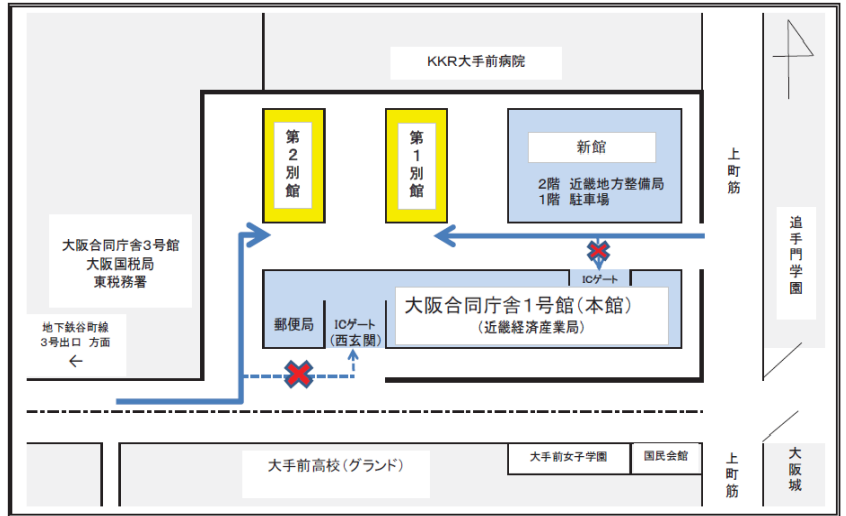
TEL：06-6966-6098 FAX：06-6966-6085

近畿経済産業局 製品安全室行

FAX 06-6966-6085

家庭用品品質表示法改正説明会(事業者向け) 参加申し込み

大阪合同庁舎1号館「第1別館」、「第2別館」への経路図



★「第一別館」又は「第二別館」へお越しの際には、大阪合同庁舎1号館(本館)の入館手続きは不要です。

◇日時:平成29年8月29日(火)
14:00~15:00
(13:30受付開始)

◇場所:大阪市中央区大手前
1-5-44
大阪合同庁舎1号館
第一別館2階大会議室

※以下に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。

会社名				
住所	〒 ー			
電話番号				
業種				
参加者①	ご所属 役職		フリガナ 氏名	
参加者②	ご所属 役職		フリガナ 氏名	
参加者③	ご所属 役職		フリガナ 氏名	

※参加申し込みに記載された個人情報については、本説明会事務のみに使用するものとし、その他の目的に利用することはありません。